⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項
⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［⑻～⑾　略］
⑿　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項
⒀　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項
［⒁・⒂　略］
［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［表略］
（記載上の注意）
［１～３　略］
４　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。
５　［略］

第２　［略］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［１～４　略］

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［⑴・⑵　略］

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項
⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［⑻～⑾　同左］
⑿　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項
⒀　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項
［⒁・⒂　同左］
［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］
４　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。
５　［同左］

第２　［同左］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［１～４　同左］

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］
［⑴・⑵　同左］